

令和6年度南アルプス市奨学金返還支援事業補助金 申請要項

1. はじめに

本制度は、南アルプス市における若年層の定着の促進及び経済的負担の軽減を目的に、奨学金の返還義務を抱えながら市内に移住・定住し、就業する者に対して、予算の範囲内で南アルプス市奨学金返還支援事業補助金を交付するものとなります。

2. 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- (2) 南アルプス市奨学金条例に規定する奨学金
- (3) 芦安村活性化対策育英奨学金に関する条例に規定する奨学金
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

3. 交付対象者 ※次のすべての条件に該当する者。

- (1) 令和4年度以後に大学等を卒業し、市内に居住し、かつ初回の補助金交付日から5年以上居住する意思のあること
- (2) 令和5年4月1日以後に奨学金の返還を始めていること
- (3) 平成元年4月2日生まれ以後であること
- (4) 奨学金返還時に、市内に所在する企業や事業所等に正規雇用労働者として就業していること
- (5) 大学等の在学期間中に「2. 対象となる奨学金」のいずれかの貸与を受けていること
- (6) 本人及び世帯員全員が市税を滞納していないこと
- (7) 公務員でないこと
- (8) 奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていないこと
- (9) 本人及び世帯員全員が南アルプス市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関わりがないこと

4. 交付対象経費

前年度に奨学金の返還を行った合計額とする。ただし、繰上返還等による奨学金の増額分を除く。

5. 補助金の額

交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年額20万円を限度とする。

6. 補助対象期間

60月を限度とする。

7. 問い合わせ先

南アルプス市役所 本庁舎2階 政策推進課 ☎055-282-0149

※申請に関しては、別紙「申請の手引き」をご確認ください。